(5)　当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う常勤の看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。また、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病院の病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)　当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(7)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

一の四　医療観察法病棟入院料の注６に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

(1)　イの(1)の看護体制特定減算１の施設基準

当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　イの(2)の看護体制特定減算２の施設基準

一の(5)及び(1)を満たさないものであること。

(3)　ロの(1)の看護体制特定減算１の施設基準

一の三の(5)を満たさないものであること。

一の五　医療観察看護師７対１配置加算の施設基準

(1)　医療観察地域移行支援病棟入院料を算定する病棟であること。

(2)　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。

一の六　医療観察看護師夜間６対１配置加算の施設基準

(1)　当該病棟において、夜勤を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院対象者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　当該指定入院医療機関において、入院対象者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

(3)　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(4)　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

一の七　医療観察法病棟入院料の注10に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟における夜勤を行う看護師の数が四未満である日

一の八　医療観察多職種協働加算の施設基準

(1)　医療観察一般病棟入院料を算定する病棟であること。

(2)　当該病棟において、社会復帰に係る支援を行う作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数は、当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

二・三　（略）

三の二　退院実績評価加算の施設基準

入院対象者の社会復帰について、十分な実績があること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二・三　（略）

（新設）